仕送り額確約書

令和 年 月 日

京都府市町村職員共済組合理事長様

下記別居認定対象者について、私が主たる生活費を負担し、送金していることを確約します。 また、常に収入状況を確認し、仕送り要件に該当しない場合、仕送り額を証する書類の提出 ができない場合は、すみやかに取り消し申告を行います。

記号 番号		所属所名			組合員氏名		
認定対象者				続柄	年間総権の計		円
認定対象者				続柄	年間 維 : 1		Щ
別居しる	ている認定対象者 している者の氏名			続柄	年間約 推 : 計		円
別居している認定対象者 と同居している者の氏名				続柄	年間 維 		P
令和	年仕送り額		備考	令和	年仕送り額	Į į	備考
1月		円		7月		円	
2月	円			8月		円	
3月	円			9月	円		
4月	円		10月	円			
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	

(注意事項)

- 1 認定申請月の仕送り額を記入してください。
- 2 仕送り額は認定対象者1人につき年額60万円(月額5万円)以上で、かつ認定対象者の年間総収入推計額の2分の1以上とします。

認定対象者の年間総収入推計額×1/2÷12月(千円未満切捨)

- 3 組合員以外に仕送り者がいる場合は仕送り額が最も多い者であることとします。
- 4 認定対象者への仕送りは毎月又は隔月に1回以上とします。
- ①事業所得者等の年間総収入推計額は、前年収入総額(必要経費控除後)とします。
- ②認定対象者に配偶者がいる場合、又同居者がいる場合の仕送り額は当該それぞれの年間総収入推計額の合算額により算出します。
- ③組合員以外に金銭援助がある場合は、当該金額は年間総収入推計額に含みます。
- ※仕送り額は本人の労働によって得られた収入ではないため、経済的援助という観点から、 認定対象者の収入(認定基準額の130万円、もしくは180万円)には含みません。 ただし、仕送り額を算出する場合の年間総収入推計額には含むこととします。(扶養者である組合員の仕送りは除く)
- 5 認定申請月に仕送りしていることがわかる下記6の書類を添付してください。
- 6 添付書類 (次のいずれかの書類)
 - ①預貯金通帳の写し(組合員名義)②振込領収書写し ③カード利用明細写し
- ※いずれの書類も送金人(組合員)・受取人(認定対象者)・送金額・送金日が客観的に確認できる ものが必要となります。
- ※預貯金通帳の写しを提出される場合は、組合員名義の通帳から受取人(認定対象者)名義の通帳に送金したことがわかるように受取人の名前が印字される送金手続きを行ってください。
- ※手渡しによる仕送りは認められません。 ※物品援助の現金換算は認められません。
- ※6ヵ月分まとめてボーナス時等に送金すること、年1回送金すること等は認められません。
- 7 仕送り額が確認できない場合は、前回の送金日の属する月の翌月初日まで遡って被扶養者の認定を取り消します。